

2010年7月14日

鹿児島県知事
伊藤 祐一郎殿

日本共産党鹿児島県委員会
委員長 野元 徳英
日本共産党県議団
代表 まつざき真琴

南大隅町の土石流災害についての申し入れ

南九州を襲った豪雨によって、南大隅町では、今月4日以来、繰り返し山の斜面が崩落し、下流の集落に土石流災害をもたらしました。県として、国や町と協力し、災害復旧や被災者の支援にご尽力のことと思います。

わが党は、9日と13日に、現地に赴き、災害現場を調査すると共に、避難所を訪問し、避難住民のみなさんを激励し、意見や要望を伺いました。また、森田俊彦町長とも懇談し、町としての取り組みについて伺ったところです。

現地では、3年前にも同様の災害が起きており、住民の間では、「あのときに十分な対策が取られていれば、今回の災害は起きなかったのではないか」との声もあがっています。また、避難している多くの高齢者は、「早く家に帰りたい」という強い思いがあり、自営業を営んでいる人たちは、「収入の手段が断たれていて、生活できない」という不安の思いがあります。

災害発生箇所の現状からしても、その復旧や対策には時間を要することが推察され、それによって、避難生活も長期化することが予測されます。

住民のみなさんが、一日も早く、安心・安全な生活を取り戻すことができるよう、県が下記の点について取り組まれるよう、申し入れるものです。

記

1. 災害救助法を適用していただきたい。(保健福祉部)

「政令で定める程度」には達していないが、特例的措置等を図り、災害救助法を適用し、被災住民を「救助」していただきたい。

2. 被災者生活再建支援法を適用し、被災者生活再建支援金を支給していただきたい。(保

健福祉部)

「政令で定める自然災害」の程度には達していないが、「政令で定める世帯」には、該当している。被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の見通しを避難住民に示していただきたい。

3. 避難住民に対して、県独自の見舞金を支給していただきたい (保健福祉部)

住民は、長期になるであろう避難生活に、精神的にも肉体的にも疲労困憊している。見舞金の支給は、現実的な経済的支援ばかりでなく、精神的にも励ますことになる。早急な支給を検討していただきたい。

4. 避難生活について、災害救助法に準ずる形で、県としても支援していただきたい。(保健福祉部)

避難生活が長期化する中で、食事の提供について、食材費や人件費について、町の負担が増えることが予想される。住民の避難生活を支援するためにも、町の負担について支援していただきたい。また、仮設住宅の設置についても、財政的な支援をしていただきたい。避難生活に必要な生活必需品についても、災害救助法に準じて、支給・貸与をしていただきたい。

5. 私有地に流入した土砂の除去について、県と町で協力して対策を講じていただきたい。(土木部)

通常、私有地への流入土砂については、自己責任とされているが、当該地域は、高齢化が進んでいる上、避難生活が長期に及ぶおそれがあり、私有地の流入土砂の搬出のめどがたたず、衛生的にも心配される。道路や河川の土砂の除去と共に、可能な限り、私有地の土砂についても、撤去・搬出を行っていただきたい。

6. 崩落現場については、抜本的な対策を講じていただきたい。(土木部)

3年前の台風時の崖崩落については、砂防ダムは増設されたが、崩落箇所そのものについては、全く、対策が取られなかった。今回のような災害を繰り返さないためには、崩落現場そのものについての、抜本的な対策が必要である。住民が一日も早く、安心して自宅に戻ることができるよう、早急に抜本的な対策を講じていただきたい。

また、工事の計画については、住民に対して十分な説明を行い、住民の意見をよく聞き、合意と納得を得て、工事を実施していただきたい。

以 上